

文化

沈黙に向き合う

沖繩戦聞き取り47年

石原 昌家

(44)

この連載は、私も東京高裁で証人を引き受けることになった家永教科書裁判のことについて書いているところだが、読者から「分かっていく」「難しい」という声が届いている。沖繩戦体験の解釈をめぐる、国(文部大臣)と歴

新聞記者の造語

史学者の家永氏側(沖繩戦体験者や沖繩戦研究者が証言)との争いが、分かっていくという感想をうけ、石原証人の尋問について語る前に、その分かっていくに

沖繩戦についての記事で、初めて集団自決という表現を使ったとみられる1945年(昭和20年)7月29日付の福島民報の紙面



上の命令で「集団自決に追いやられたり」と書かされたことを、違憲だと国を訴え、裁判になっている。その「集団自決」という言葉をめぐって沖繩戦体験の解釈に相違があるということである。その根本原因を以下に示していく。

分かりにくさの原因

援護法に「集団自決」適用

「軍民一体」意識も残存

この言葉があの事件(引)「祖国の必勝信」重傷者(引)「沖繩出張法廷」で安仁屋昭証人が、これまで使われている「集団自決」というのは、日本軍により強制された殺し合いで、住民の集団的な死だと言っているのは、太田氏の問題提起を受けた形で、国の言う「集団自決」は、強制集団死だと安仁屋氏は表現している。したがって、住民に「集団自決」なるもの援護法を適用してきたのは無かったとほつきり証言

も適用を拡大した。後日、詳細を述べるが、ここでは結論だけを記しておく。0歳児を含む戦争被害者に法的に強い形だ。この事実を知っている人は当事者とその関係者に限られている。

根本原因のもう一つは、軍国主義、皇民化教育である。天皇のために深く死ぬという教育を受けてきた人たちにあって、沖繩戦は軍民一体の戦闘だったという意識が残存している。したがって、皇軍兵士をたたえた集団自決という言葉は、「軍民一体」だったのだから住民に「集団自決」という言葉を使用することを当然視する(空気が「援護法社会の沖繩」を包んでいる)。

風(沖繩タイムス社I950年刊)取材のときのことをこう述べている。「集団自決」という言葉について説明しておきたい。鉄の暴風(の取材当時、渡嘉敷島の人たちはこの言葉を知らなかった。彼らがその言葉を口にするのは聞いたことがなかった。それもそのはず「集団自決」という言葉は私が考案したものである。島の人たちは、当時「玉砕」「玉砕命令」「玉砕場」と言っていた。「集団自決」という言葉が定着した今となって、まずいことを

「分かりにくさ」を生んでいる根本原因は、一つは「戦闘参加者」の要件として絶対であり、それ以外の表現では、援護法の認定を取り消されるといふ恐れを抱いている。この援護法は、2017年1月現在でも生きている。10歳だった兄の「戦闘参加者」についての申立書が厚労省で受理された遺族が存在しているのである。つまり、国はいまなお、「集団自決」という言葉の使用を住民に法的に強い形だ。この事実を知っている人は当事者とその関係者に限られている。

根本原因のもう一つは、軍国主義、皇民化教育である。天皇のために深く死ぬという教育を受けてきた人たちにあって、沖繩戦は軍民一体の戦闘だったという意識が残存している。したがって、皇軍兵士をたたえた集団自決という言葉は、「軍民一体」だったのだから住民に「集団自決」という言葉を使用することを当然視する(空気が「援護法社会の沖繩」を包んでいる)。

それで、いま沖繩のマスメディアでは、新聞は「集団自決(強制集団死)」と書き、テレビ・ラジオのアナウンサーは、「いわゆる『集団自決』と表現している。このような状況下で、家永教科書訴訟の沖繩戦に関する裁判の経緯を書いていると「分かりにくさ」という声が私に届くのも無理からぬことである。ではどのように考えたらよいか。今回は、この表記をめぐって、頭脳明晰な若い研究仲間と討議を重ねて得た結論を記した後、石原証人の尋問に向けた動きを紹介したい。(今回は19日掲載)